

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計状況が急変し学業の継続が困難になった場合、松山大学特別奨学金制度により経済支援を行います。詳しくは、学生課に相談してください。

松山大学特別奨学金制度の概要

対 象	以下のいずれかに該当する松山大学生（大学院生を含む） 1. 主たる家計支持者が死亡、失踪、離別、破産、会社都合による失職、長期の療養を必要とする病気や事故等により、家計状況が急変した場合 2. 火災、風水害、震災等の災害により著しい被害を受けたことにより、家計の支出が著しく増大もしくは収入が激減した場合 ※出願は上記事由が発生した時から 1 年以内。ただし、新入生に限り入学前の6カ月以内に上記事由が発生した場合を含むことができる。
給 付 額	当該学期の学費の全額または半額相当額
給 付 期 間	申請事由により1年または2年を限度に給付
要 件	1. 家計基準 日本学生支援機構第一種奨学金受給資格に定める認定所得金額が0に満たない方 2. 成績基準 全額：標準取得単位数以上かつ学業成績係数 2.2 以上 (家計支持者の死亡・失踪) 半額：標準取得単位数以上かつ学業成績係数 2.0 以上 (家計支持者の死亡・失踪、離別、失職、長期療養等) ※大学1年次生は、全額・半額とも高等学校又は中等教育学校後期課程における評定平均値 3.5 以上とする。 大学院生及び編入学生は、前在籍大学等における学業係数を考慮する。
受 給 の 制 限	本学の他の奨学金制度と併せて受給することはできない。

※上記の奨学金は年間を通じて随時採用します。

※詳細及び申請方法等については、学生課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

学生部 学生課

場 所： 3号館1階

直通電話： 089-926-7149（平日8：30～17：00）